

茨木市乳児後期健康診査事業実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、母子保健法（昭和40年法律第141号）に規定する乳児の健康診査を実施することにより、乳児の心身の異常の早期発見を行うことにより、乳児の健康の保持増進に寄与することを目的とする。

(対象者)

第2 乳児後期健康診査の対象者は、次に掲げる要件のいずれかに該当する茨木市民とする。

(1) 生後9か月以上かつ満1歳未満の者

(2) 市長が特に必要と認める者

(乳児後期健康診査の内容)

第3 乳児後期健康診査の内容は、次のとおりとする。

(1) 問診

(2) 診察

(3) 保健指導

(実施の方法)

第4 乳児後期健康診査は、次に掲げるものに委託する方法により実施するものとする。

(1) 一般社団法人大阪府医師会

(2) その他市長が特に必要と認める医療機関

(申込み)

第5 乳児後期健康診査の受診申込みは、健康診査受診の当日、受診者の保護者等が医療機関等へ直接申し込むものとする。

(事後指導)

第6 乳児後期健康診査の結果、事後指導を要する者に対しては、その保護者等に必要な指導を行うものとする。

(様式)

第7 この要綱に定める受診票等の様式は、市長が別に定める。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年6月12日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。